

国家戦略特区における追加の規制改革事項について

平成 28 年 12 月 12 日
国家戦略特別区域諮問会議

○ 農業の担い手となる外国人材の就労解禁

- ・ 産地での多様な作物の生産等を推進し、経営規模の拡大などによる「強い農業」を実現するため、農業分野における専門外国人材の活用を図ることが喫緊の課題である。
- ・ このため、特区において、外国人の人権に配慮した適切な管理の下、生産性の向上、日本人の労働条件及び新規就農に与える影響などの視点にも十分配慮した上で、一定水準以上の技能等を有する外国人材の入国・在留を可能とするため、次期通常国会に提出する特区法改正案の中に、特例措置等の必要な規定を盛り込む。

○ 小規模認可保育所における対象年齢の拡大

- ・ 待機児童の解消を目的として、待機児童の多い特区において、児童の発達過程に応じた適切な異年齢保育等にも配慮した上で、現在、原則として0～2歳児を対象としている小規模認可保育所における対象年齢を拡大し、小規模保育事業者が自らの判断で、0歳から5歳までの一貫した保育や、3～5歳児のみの保育等を行うことが可能となるよう、次期通常国会に提出する特区法改正案の中に、特例措置等の必要な規定を盛り込む。